

妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援します

- 第13号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 出生サポート休暇(不妊治療休暇)の新設

対象者：不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる職員・学校教育職員・幼稚園教育職員
 承認日数：1の年度において5日(体外受精または顕微授精の治療を受ける場合には10日)
 取得単位：日または時間
 給与：有給(昇給、期末・勤勉手当の算定の際、欠勤の対象とはしない)



(2) 非常勤職員の育児休業および部分休業の取得要件の緩和

育児休業および部分休業を取得することができる非常勤職員の要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」という要件を撤廃します。

委員会での質問

Q 出生サポート休暇を活用しやすくするための配慮について

A 不妊治療を受ける夫婦が増加していることや突発的で頻繁な治療が必要になるといった、不妊治療に係る周知や啓発、研修を行っていく

従前居住者用住宅を新設します

第23号議案 品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

密集住宅市街地整備促進事業を推進するため、独立行政法人都市再生機構が建設した建物の住戸を借上げ、新たな従前居住者用住宅を設置するほか、仮入居者制度の見直しなどを行いました。

(1) 従前居住者用住宅^{※1}の新設

名称：コンフォール品川西大井
 所在地：二葉四丁目13番14号
 戸数：16戸(1R6戸、1K2戸、1LDK4戸、2DK4戸)
 所有者：独立行政法人都市再生機構



※1 従前居住者用住宅とは
 密集住宅市街地整備促進事業に伴う老朽住宅等の除却や建替えなどによって住宅に困窮すると認められる方に区が提供する住宅です。

(2) 仮入居者制度^{※2}の見直し

借地借家法の規定を踏まえ、仮入居者の退去に伴う手続を明確化します。
 また、空室が発生した場合の施設の有効活用を図るため、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者を仮入居者の対象とします。

※2 仮入居者制度とは
 区の定めた一定の事由(災害、不良住宅の撤去、公営住宅の建替など)により現在の住宅に居住できなくなった方が、従前居住者用住宅の空室の使用を申し込むことができる制度です。また、不燃化特区支援事業による建替えに伴う移転先としても活用できます。

委員会での質問

Q 新たに設置する従前居住者用住宅「16戸」の契約方法について

A 区と独立行政法人都市再生機構との間で賃貸借契約を締結し、毎月区から賃料を支払うかたちとなる

議案等審議

— 令和4年第1回定例会 —

品川区のこのようなことが決まりました

会期37日間：令和4年2月17日～3月25日

今回審議した議案等は

区長提出議案……38件
 請願・陳情……37件
 議員提出議案……1件
 計76件

※上記のうち、主な議案を以下のとおりご紹介します。

品川区庁舎整備基金を設置します

第16号議案 品川区庁舎整備基金条例

昭和43(1968)年に建築された品川区本庁舎の老朽化が進んでいることや、区を取り巻く環境の変化や多様化する行政への要望に対応する庁舎の機能が求められていることから、新庁舎の整備等に充てるための基金を設置します。

【基金の額】

(1) 当初の積立額30億円

令和3年度一般会計歳入歳出補正予算(3月補正)で計上します。

(2) 目標積立額120億円

令和4年度から6年度まで毎年度30億円を積み立てる見込みです。



現在の区役所本庁舎

委員会での質問

Q 各年度の積立における議会での審査について

A 令和3年度の積立については、補正予算に計上し、審査をいただいている。また、令和4年度以降の積立については、各年度の予算に計上し、その都度審査をいただく